

令和8年第2回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 4 7 号	令和8年度宝塚市一般会計補正予算（第1号）	可決 （全員一致）	6月1日
議案第 5 0 号	宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第 5 1 号	宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第 5 2 号	職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第 5 3 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	可決 （全員一致）	
請願第 2 1 号	市庁舎「市民ホール」の早期開放と美観の復元を求める請願	採択 （全員一致）	

審査の状況

① 令和8年 5月27日 （議案審査）

・出席委員 ◎村松 あんな ○坂本 篤史 梶川 みさお 末永 やよい
田中 こう 寺本 早苗 中野 正 持田 ちえ

② 令和8年 6月 1日 （議案審査）

・出席委員 ◎村松 あんな ○坂本 篤史 梶川 みさお 末永 やよい
田中 こう 寺本 早苗 中野 正 持田 ちえ

③ 令和8年 6月23日 （委員会報告書協議）

・出席委員 ◎村松 あんな ○坂本 篤史 梶川 みさお 末永 やよい
田中 こう 寺本 早苗 中野 正 持田 ちえ

（◎は委員長、○は副委員長）

令和 8 年第 2 回（6 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第 4 7 号 令和 8 年度宝塚市一般会計補正予算（第 1 号）

議案の概要

補正後の令和 8 年度宝塚市一般会計の歳入歳出予算の総額

1,030 億 8,569 万 2 千円（32 億 8,430 万 8 千円の減額）

歳出予算の主なもの

増額 資産税賦課事業、地域児童育成会事業、乳幼児等医療費助成事業、学校教育推進事業、子ども地域スポーツ・文化芸術クラブ活動推進事業、教育相談事業、子ども支援事業、ハーフマラソン実施事業、給食事業 など

減額 小学校施設整備事業_建物保全、中学校施設整備事業_建物保全、特別支援学校施設整備事業_建物保全、給食事業_建物保全 など

歳入予算の主なもの

増額 国庫支出金 給食費負担軽減交付金 など
県支出金 地方スポーツ振興費補助金、給食費負担軽減交付金 など
繰入金 ふるさとまちづくり基金とりくずし など

減額 国庫支出金 学校施設環境改善交付金 など
繰入金 財政調整基金とりくずし
市 債 小学校施設整備事業債 など

債務負担行為補正

追加 市立温泉利用施設大規模改修負担金等 など

地方債補正

廃止 特別支援学校施設整備事業債

変更 小学校施設整備事業債 など

論 点 債務負担行為について

<質疑の概要>

問 1 市立温泉利用施設（ナチュールスパ）の債務負担行為について、2.6 億円は施設全体の長寿命化を図るものではなく、事業者が運営を開始するために必要な改修費への支援であるという理解でよい。

答 1 事業者が運営を開始するために必要な改修費への支援であるという理解でよい。

問 2 温泉施設にとって重要なボイラー、温泉配管、ポンプ、ろ過装置、熱交換施設、空調設備など具体的な明細の記載が見当たらないが、これら全般の修繕を誰が負担することになるのか。

答 2 建築基準法第 2 条第 5 号に定義されている建物の主要構造部である壁、柱、床などの基礎的な部分は市の責任で修繕を行う。それ以外のものは全て民間の事業者

依頼する。例えばボイラーや配管は温泉施設として中心的な部分になるが、民間の事業者の分担とする。

問3 緊急の修理やコロナのような感染症などの想定外の事象によって営業が困難になった場合、これらの補填、事業者の途中撤退、もしくは撤退に伴う原状回復なども含めてどのように整理するのか。今後作成される仕様書や協定書に明確に記載されるのか。

答3 事業者とは、契約する際に協定や覚書で取決めを交わそうと考えている。市による契約不履行であったり、条例によって運営形態が変更するなど、市による責任が発生するような場合は市が責任を負う。需要の変動、コロナのような想定外の感染症で営業が落ち込むというのは基本的には民間の事業者にリスクを負ってもらう。それ以外の建築基準法第2条に定められている場所に損害や破損が生じた場合などは、市の責任で修繕していかないといけないと考えている。

問4 市の収入について、入湯税、温泉使用料、上下水道料金、賃料の合計で年間約2,700万円程度を見込んでいると理解している。今回の債務負担行為は、年間2,600万円とおおむね均衡しており、市として大きな持ち出しを想定しない、またこれ以上も出さないという理解でよいのか。

答4 市に入ってくる収入と、今回債務負担行為で要求している1年当たり2,600万円が均衡するような形で制度設計を行っている。

問5 現在は10年間の運営を前提としているが、10年後に大規模な改修、追加投資などが必要になった場合は、市はどのように考えているのか。施設の存続のみを前提とするのではなく、今後は売却、用途変更も含めて判断する考えもあるのか。

答5 市としては温泉施設の長期的な運営を希望している。運営が順調であれば、収益の中から事業者へ修繕費を捻出してもらうことも考えられる。10年後は、いろいろな箇所の老朽化が進むと考えられるので、主要部分における修繕が必要になった場合は、市が予算化して修繕に充てることも想定している。

問6 大きな事業なので、事業者にもある程度の資金力が求められており、事業者側の相当な初期投資が見込まれる。中途半端な資金力の事業者で、思いだけで始めてしまうと途中で資金ショートを起こすリスクが高いと懸念している。現状において、資金の面で資金ショートの懸念を抱かせない、十分な規模の資金力を持った有力な事業者が既に手を挙げているという理解でよいのか。

答6 現在、複数の事業者と協議をしている状況である。公募型プロポーザルの審査会は、通常、市職員で委員を構成するが、今回は資金力、事業者の体力的なところを確認したいので、外部の知識経験者を加えその実効性を担保していきたい。

問 7 10 年後に事業者が撤退した際、設備等が修繕されずに市に戻されることがあった場合、修繕費が多くなるのが最悪の事態だと考えている。これを防ぐには、運営時からの日々のメンテナンスが重要だが、公募する際に、基本的な設備のメンテナンスについて市が行う以上の内容を実施することを明確に事業者の義務として契約に盛り込むことはできるのか。

答 7 非常に重要だと考えている。温浴施設を運営している様々な自治体と事業者との契約を研究しており、いろいろな部分を参考にして盛り込んでいく。大前提として、持続性がない、集客性がないというプランは選定しないと考えており、決してその施設が修繕されずに戻されることはない。そのような状態で事業者は収益を上げることは難しいので、そういう事態は起こらないと考えている。

問 8 公募を実施した結果、10 年間安定的に収益が確保できると納得でき、自信を持って議会や市民に説明できる提案を示す事業者が現れなかった場合、きっぱりと公募不調とする。次に第 4 優先取組の土地と建物の完全売却に舵を切る覚悟があるという提案でよいのか。

答 8 事業者が 10 年間、施設を大切に活用してもらえるかという視点も含めて、厳正に審査をしていく。適切な事業者が現れなかった場合は、次のステップを検討する必要があり、その場合は譲渡に向けて、不動産鑑定も視野に入れて進めていくべきと考えている。

問 9 現在の集客人数及び改修後の集客見込人数は。

答 9 現状の来館者数は年間延べ 15 万人ほど。基本はこの 15 万人をベースに試算している。入湯税や温泉使用料、水道料金は施設リニューアル後、さらに増えると想定している。

問 10 閉館前の現状として、建物及び設備の状況と 2 年間の閉館中に修繕していく箇所は。

答 10 ナチュールスパは築 25 年が経ち、昨年ごろから空調の故障が相次いでおり、今年の夏を乗り越えるのは厳しいと判断し、6 月 30 日で一時閉館とした。維持管理については、既に当初予算で 600 万円ほど計上しており、主要な機械設備の保守点検、法定点検を行う。ボイラー、温泉設備を定期的に稼働させるほうが良いという業者からの意見もあるので、空運転することで施設維持に努め、次の運営事業者が使用するときに使えないことがないようにしていく。

問 11 主要な部分の配管やボイラーは、どの状態で引き渡すのか。また 10 年後どのような状況で返還予定なのか。

答 1 1 温泉の配管は、温泉施設にとって血液を運ぶようなもので、温泉配管について不具合が起ると都度修繕している。現在の事業者と一緒にメンテナンスをしているが現時点で大きな問題は起きていない。次の事業者スムーズに引渡しできるように、休館中もメンテナンスをしていきたいと考えている。引渡し後の温泉配管については、次期運営事業者にメンテナンスしてもらう。温泉配管が傷んだ状態で返還されることがあれば、この 10 年間もうまくいかないはずなので、適切にメンテナンスして運営してもらえらるものと考えている。

問 1 2 今後のスケジュールは。

答 1 2 6 月議会で承認されれば、7 月下旬ごろから公募を開始し、3 か月間は施設見学や質問等を事業者から受け付け、12 月にプレゼンテーションの審査を行い、優先交渉権者を決定していくことを考えている。その後、二、三ヶ月ぐらいは、あらゆる取決めを確認し合い、基本協定書を交わし、賃貸借契約に関する協議を行い、令和 9 年 4 月の契約を予定している。目標としては、令和 9 年度中にリニューアル工事も終えた上でオープンしたいと考えている。

問 1 3 ナチュールスパ建設時や指定管理者が導入されたときに地元自治会には説明がなかった。元温泉経営者も入っている自治会には説明するべきと考えるが、対応はどうなっているのか。

答 1 3 地元自治会には、進捗状況を共有している。自治会からは心配の声もあったが、リニューアルして活性化することについて期待しているとの声が上がっており、近隣に協力を依頼する内容や、逆に迷惑がかかる内容があれば共有していく。

<論点外の質疑の概要>

問 1 夏休み期間中の地域児童育成会の開所時間を前倒しすることについて、補助員は新たに雇用するのではなく、現在勤務している補助員に 15 分早く出勤してもらうということか。

答 1 その予定としている。

問 2 夏休み期間中の地域児童育成会の開所時間を 8 時 15 分にすることは、利用者のニーズに合致しているのか。

答 2 令和 6 年度に試行実施した際の保護者アンケートで満足度が高かったことと、近隣自治体の開所時間を比較し、8 時 15 分からとした。

問 3 乳幼児・こども医療費助成の見直しによる効果額は、もともとの見直し案では約 2 億 3 千万円であったが、今回の見直し案では約 4,700 万円と試算されている。どちらにしろかかるシステム改修等の事務費に約 2 千万円かかり、さらに、新規で始

めるオンライン診療サービスにも費用がかかると認識しているが、効果額と費用についてどう考えているのか。

答 3 今回は政策転換にかかる費用であり、一時的なものである。効果額は持続性があるので、最初にかかる経費は行財政改革を実行する上で必要なものと考えている。

問 4 乳幼児・こども医療費助成の見直しに伴う市民周知に係るコールセンターへの委託について、見直しの経緯が分かっている職員や会計年度任用職員のほうが対応できると考えるが、なぜ外部に業務委託するのか。

答 4 福祉医療費助成の受給対象者から身体障害者手帳 4 級の方を対象外としたときは、窓口や電話対応を職員がしていた。今回も職員で対応することを検討したが、これからあらゆる領域で行う予定としている施策転換のたびに、他の業務を抱えながら対応していくことが困難であると判断した。人材派遣会社に確認し、これまでの実績等を信頼して委託することとした。前回は職員が対応したが、別の部署からの応援など、知識がない職員が対応したため、事業内容の資料や想定問答集なども用意した。業務内容に精通していなくても、市と人材派遣会社が密に連携することで同様に対応できると考えている。

問 5 NPOと連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業について、不登校児童生徒を対象にメタバース空間を活用した参加しやすい居場所を提供するとのことだが、どのような成果をもって効果が出たと判断するのか。

答 5 具体的には難しいが、数字だけの検証で終わるのではなく、次の支援につなげられるかどうかという視点も加味したいと考えている。

問 6 NPOと連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業について、学校との連携はどのようにするのか。

答 6 学校とは全く違う場所なので、学校との連携までは想定していない。しかし、過去の例では連携して次の支援につなげた例もあるので小学校から中学校への個別の連携はしていく予定である。

問 7 部活動地域移行について、地域クラブ活動支援補助金、物品購入費を支払う基準はあるのか。また、就学援助を受ける中学生の保護者を対象に補助を行う地域クラブ活動参加支援金の対象を 350 人としているが、積算根拠は何か。

答 7 地域クラブ活動支援補助金については、国が示す補助単価をベースに指導者数及び生徒数により基準額を算定し、休日の参加費を差し引いて計算する。市は基準額の 2 分の 1 を負担することとなっており、補助金は 1 団体当たり平均で 10 万円程度と見込んでいる。物品購入費は市がニーズに応じて購入するもので、想定外の物品が必要な場合は随時検討したい。地域クラブ活動参加支援金の対象は、地域クラ

ブ活動の参加対象生徒 3,478 人のうち約 8 割が活動に参加すると想定して、その人数に就学援助を受けている割合である 12.1%をかけて 350 人程度としている。

問 8 地域クラブの認定はどのように行っているのか。

答 8 規約の有無、損害保険に加入の有無、週当たりの活動時間を守っているか、収支計画の提出などを確認し、認定を行っている。要綱に基づき認定していく予定である。

問 9 当初予算編成時には、令和 8 年度の宝塚ハーフマラソンに係る予算は計上されておらず、運営等の見直しの必要があるとされていたが、今回の補正予算に計上された経緯はどのようなものか。

答 9 雨天のリスク、収支、職員の過度な負担を含め、持続可能な形にするために検討期間を必要としていた。実行委員会においても継続してほしいという意見があり、関係者等との協議も実施した。参加料の値上げ、一部業務の民間委託、ボランティア配置の効率化、庁内体制の見直し、ふるさとまちづくり基金の活用など、様々な視点で検討し、開催のめどが立ったため、補正予算を要求することとした。

問 10 宝塚ハーフマラソンについて、地域で一体となった大会とするために、今年度実施に当たって宿泊される方へのインセンティブ等、新たな検討はしたのか。

答 10 今年度についてはこれから検討していく。昨年度は、旅行会社の協力があり、宝塚ホテルにおいて専用の宿泊パックをつくった。例年、商工会議所の常議員会に出席し、協賛金集めの依頼をしている。今年度は、その場で周辺事業者の協力の可能性を探っていきたい。

問 11 宝塚ハーフマラソンについて、当初予算には計上されていなかった。中止としていたものを再開することにしたのか、予算は計上していないが、検討することになっていたのか、どちらなのか。

答 11 中止ではなく、今年度は休止したいと説明してきた。大会を実施しながら見直しを検討していくことは難しいと考え、1 年間は実施できないかもしれないと考えていた。

問 12 宝塚ハーフマラソンについて、委託業者に委託する業務は何か。

答 12 警備、会場設営、計測、手荷物預かりに関する業務委託を想定している。その他に、ボランティア確保のため、ボランティアバンクの活用を検討している。設営についても、会場のテント設営や配置図について業者に一括で委託することで、ランナーの安全な動線が確保できると考えている。

委員間討議	なし
討 論	
(賛成討論)	
討論 1 本補正予算には、市民生活や行政運営に必要な事業が含まれており、全体として必要な予算であると認識するが、意見を添えて賛成討論とする。 市立温泉利用施設大規模改修負担金等の債務負担行為については、民間活力を活用し、施設の維持を図ろうとするものであり、その取組自体は理解する。しかし、設備の将来像や長期的な財政負担、さらには事業者選定後のリスク負担について、慎重な検証が必要と考える。特に、今後策定される仕様書や事業者との協定書においては、修繕費や設備更新費、事業継続に関する責任の区分を明確にするとともに、将来的に想定外の負担が本市に生じることのないよう十分な検討と対応を求める。 また、育成料の減免制度の見直し及び乳幼児・こども医療費助成の見直しに係る議案については、現在審査中であり、市民の関心も高い。本市は現在、既存事業についても厳しい予算査定が行われており、事業の必要性や優先順位について精査が進められている。そのような状況で、市民生活への影響が大きく、なお審査中の案件について、関連経費を計上することについては、今後の予算編成において、議会審査との関係など十分配慮することを求める。	
審 査 結 果	可決（全員一致）

令和 8 年第 2 回（6 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第 5 0 号 宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 5 1 号 宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
地方税法等の一部を改正する法律が、本年 3 月 31 日に公布され、順次施行されることなどに伴い、条例の一部を改正しようとするもの。 【主な改正の内容】 ・ 個人市民税における住宅ローン控除の適用期限の延長 ・ 固定資産税における免税点の引上げ ・ 固定資産税及び都市計画税における第 3 期の納期の変更	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問 1 固定資産税の免税点を引き上げることの影響額はどれくらいか。	
答 1 家屋については免税点が 20 万円から 30 万円に引き上がり、令和 8 年度ベースで約 800 万円減収する見込みである。償却資産については、免税点が 150 万円から 180 万円に引き上がり、令和 8 年度ベースで約 240 万円減収する見込みである。	
委員間討議 なし	
討 論 なし	
審 査 結 果	
議案第 5 0 号 可決（全員一致）	
議案第 5 1 号 可決（全員一致）	

令和 8 年第 2 回（6 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名		
議案第 5 2 号 職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
議案の概要		
休職期間満了時の自然退職に関する規定を削除し、職員の身分に係る取扱いを適正なものとするため、条例の一部を改正しようとするもの。		
論 点 なし		
<質疑の概要>		
問 1 自然退職に関する規定が残っているのは、近隣では本市と芦屋市だけだが、今まで本市で規定が残っていたのはなぜか。		
答 1 自然退職の規定は国においても存在したと思われるが、判例などからあまり適当ではないとされてきたものと考えられる。国から明確な廃止の通知があったわけではないが、近隣市等は趣旨を汲んで規定を整備してきたものと思われる。本市においては監査とのやり取りを経て検討した結果、整備することとした。		
委員間討議 なし		
討 論 なし		
審 査 結 果 可決（全員一致）		

令和 8 年第 2 回（6 月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名		
議案第 5 3 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について		
議案の概要		
地方自治法の改正に伴う所要の整備を行うため、関係条例の一部を改正しようとするもの。		
論 点 なし		
<質疑の概要>		
問 1 この条例の対象者はいるのか。		
答 1 可能性はかなり低いが、今後出る可能性は否定し切れないと考えている。		
委員間討議 なし		
討 論 なし		
審 査 結 果 可決（全員一致）		

令和8年第2回（6月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

請願第21号 市庁舎「市民ホール」の早期開放と美観の復元を求める請願

<請願の趣旨>

市庁舎「市民ホール」は、かつてはミニコンサートやパネル展示などが催され、市民が憩うオープンスペースとして親しまれていました。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行期以降、同スペースは間仕切りされ、執務スペースとして使用されるようになりました。そのため、市民が立ち入ることができない状態が続いています。

現在、当該スペースの仕切りにはベニヤ板が使用されており、市庁舎の玄関口としての美観を大きく損なっています。本市庁舎は高名な建築家である村野藤吾氏の手による貴重な建築物であり、「市民ホール」はその顔とも言える一等地です。

ここは、村野建築特有の洗練されたデザインが醸し出す豊かな趣を湛え、公の空間にふさわしい高い格調と厳かな佇まいを兼ね備えた、本市の誇るべき文化的資産です。

この場所が工事現場のような状態で長年放置されていることは、「芸術文化都市」を掲げる本市の品格に関わり、市民のシビックプライドをも傷つける事態であると考えます。

近年、第二庁舎が建設されたにもかかわらず、本庁舎の執務スペースが不足しているという現状には疑問を禁じ得ません。本来「市民ホール」という名称に込められた意図は、この空間を市民の共有財産として開放することにあつたはずです。

また、本スペースを広く市民に開放し、イベント等での利用時に適切な使用料を徴収する仕組みを構築すれば、財政難に直面している本市にとって、僅かであっても自主財源の確保に寄与するものと思います。

以上のことから、市庁舎「市民ホール」を本来の姿へと戻すべく、下記事項について早期に実現することを強く要望いたします。

<請願の項目>

- 1 市庁舎「市民ホール」を早期に市民へ開放し、再び立ち入りおよび利用ができる状態に戻してください。
- 2 市庁舎「市民ホール」の美観を早期に復元してください。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 以前、一般質問において市民ホールの使い方について取り上げたとき、市民ホールの価値や本来の使用について理解はしているものの、致し方なく執務室として利用していると答弁があった。その後、市民ホールの使い方について検討したことはあるか。

答1 （市当局）市民ホールは新型コロナウイルスが蔓延してから、職員の密を避ける目的で使用されてきた。その後、ネット環境なども整備され、現在は整備された環

境を他の場所へ移す費用等を考慮し、市民ホールの有効活用という意味で利用している。現状、産業文化部が使用しているが、9月末までとなっており、それ以降は本来の姿に戻す方向で検討を進めている。

問2 市民のシビックプライドをも傷つける事態であるとされているが、市としてどのように認識しているのか。

答2 (市当局) 本市庁舎は村野藤吾氏の設計であり、貴重なものと認識している。シビックプライドを傷つける事態であることも承知しており、市としても早々に市民ホールを開放したいと考えていた。ネット環境等が整備されており、使いやすい場所であったため、各部署から依頼を受け、やむを得ず貸していた状況であったが、今後は突発的な事業が発生した際は大会議室の後方3分の1を利用できるよう整備している。

問3 市民ホールの復元について費用がかかると想定しているのか。

答3 (紹介議員A) 見る限り、設備が傷ついたり破損したりしているわけではないので、予算をかけずに清掃等で復元できると考えている。

問4 適切な使用料を徴収し、市民に開放するという案もあるが、使用料や年間の利用見込みなどは想定しているのか。

答4 (紹介議員A) 市民ホールを開放することは市民サービスにつながるという思いはあるが、使用料については案にとどまっており、利益などの見込みは考えていない。

問5 市民ホールにはシャンデリアがあり、床も大理石で、使用については公民館や会議室よりアピールができる。誰でも使えるわけではなく、使用の基準を設けるなどは考えているのか。

答5 (紹介議員A) 細かい想定はしておらず、復元後、市民の方からの意見も聞きながら検討してほしいと考えている。

(市当局) 市民ホールは過去から使用料を徴収して開放することはしていない。ホールの特性上、少しの音でも響いてしまう。市民ホールの上の階には選挙管理委員会や監査事務局の執務室があり、平日の開庁時間の貸出しは難しいと感じている。他にも課題があるかもしれないので、開放については慎重に検討する必要があると考えている。

問6 市民ホールは期日前投票にも利用してきた。期日前投票が増えてきている中で、会場としての利用を認めるのか。また、早期復元を求めているが、9月末の復元は了承しているのか。シビックプライドを傷つけたという答弁もあったが、納得して

いるのか。

答6 (紹介議員A) 期日前投票での利用については期間が決まっているものなので、否定するものではないと考えている。また、9月末の復元については、先が見えるという点で納得している。シビックプライドについては、市民が誇りを持てる庁舎なので、今後はその点についても意識して活用してもらいたいと考えている。

問7 村野藤吾氏設計の市庁舎について、特徴や市としての評価をどのように考えているのか。

答7 (紹介議員B) 照明や手すり、ドアノブなど細部にこだわっており、特に市民ホールのシャンデリアや上部にある椅子を半分に切ったようなデザインは特徴的である。

(紹介議員A) 市庁舎内の食堂にある青タイルも特徴的で、街路樹や中庭の木々もデザインの一部となっており、自然との調和を意識している。河川敷にあることも本市の特徴だと考えている。同じく村野藤吾氏の設計建築である目黒区役所はロケ地などにも使われており、そのような例も参考にして文化的な資産を有効活用することも請願の趣旨の中で提案している。

問8 市民ホールは格調高い雰囲気はあるが、暗い。以前はパネル展示などに利用していたが、市民ホールの使い方の方向性はあるのか。

答8 (紹介議員A) 以前は阪神淡路大震災の追悼イベントや仕事始め式にも利用していた。今後新しい魅力をアピールしながら活用を考えてもらいたい。

(市当局) 数年前に伊東豊雄氏が村野藤吾賞を受賞し、受賞記念講演会を市民ホールで行うときに、伊東氏は、この照明や高さが村野先生の建築で、村野先生の思いが詰まった空間であり、それを生かしながら受賞記念講演をやりたいと言っていた。また、民間企業からブライダルのような厳かな活用ができるのではないかと提案されたことがある。一般的な市民ホールの使い方ではなく、これまで受け継いできた資産を今後につなげるような活用ができればいいと考えている。

委員間討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	採択（全員一致）